

議案第78号

武藏野市立松露庵条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武蔵野市立松露庵条例の一部を改正する条例

武蔵野市立松露庵条例（平成15年3月武蔵野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(指定管理者が行う業務) 第1条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2) 茶室の使用料の免除に関する業務</u> (3)及び(4) (5) <u>前各号に掲げるもののほか、茶室の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u>	(指定管理者が行う業務) 第1条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2)及び(3)</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、茶室の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u>	号の削除 号の繰上げ 号の繰上げ及び字句の改正
(使用の承認) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	(使用の承認) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業 <u>(指定管理者が行う事業にあっては、市長が認めるものに限る。)</u> で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。	字句の追加
(使用料の免除) 第7条 指定管理者は、特に必	(使用料の免除) 第7条 市長は、特に必要があ	字句の改正

要があると認めるときは、使用料を免除することができる。	ると認めるときは、使用料を免除することができる。	
-----------------------------	--------------------------	--

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするものである。